

(21) 公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和5年度)

職員数	給 与 費			計
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
14 人	32,249 千円	2,747 千円	12,682 千円	47,678 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和6年4月1日現在)

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
240,390 円	253,241 円	61 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	191,800 円 県職員より6号給下位
	高校卒	164,400 円 県職員より6号給下位

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
	一般職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
高校卒		－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6 月期	1.225 月分 (1.225)	0.875 月分 (0.875)
	12月期	1.225 月分 (1.225)	0.875 月分 (0.875)
	計	2.450 月分 (2.450)	1.750 月分 (1.750)
	（注）（ ）内の数値は、再任用職員の支給割合です。 職制上の段階、職務の 有 級等による加算措置		
	〔令和5年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額
	12,682,465 円	14 人	905,890 円
退職手当 （県の規定に 準ずる）	〔支給率〕		
	区 分	自己都合	早期退職・定年
	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709000 月分
	勤続 40 年	44.7795 月分	47.709000 月分
	（その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置（ 2 %～ 20 %加算） 25年以上勤続した年齢50歳以上60歳未満の職員が、定年前に 早期退職制度により退職する場合には加算があります。		
	〔令和5年度実績〕 支給実績なし		
時間外勤務手当 （県の規定に 準ずる）	〔令和5年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額
	1,108,410 円	5 人	221,682 円

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理または 監督の地位にある 職員	[令和5年度実績] 支給実績なし	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族 ただし、行政職給料表8級、9級及び同 相当職は右のとおり。	6,500 円 8 級 : 3,500円 9 級 : 支給しない
		イ 子	10,000 円
		満15歳に達する日以後の最初の4月1日から 満22歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある子	1人につき 5,000 円を加算
		[令和5年度実績] 1人当たりの平均支給月額	6,500 円
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者	借家・借間居住者の例に よった場合の額の2分の 1相当額
		[令和5年度実績] 1人当たりの平均支給月額	27,000 円

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2分の1の額（1月当たり2万円を限度））
		エ 駐車料金を負担している場合	（パークアンドライド） 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給 （1月当たり 3,000 円を上限とする。） （その他の駐車場代の加算） 通勤のため4輪の自動車を使用し、及び駐車場の利用に係る料金を負担することを常例とする場合、当該駐車料金を加算する。（1月当たり 1,000円を上限とする。） 《指定公署》
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		〔令和5年度実績〕	
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
	1,224,360 円	10 人	10,203 円

公署	所在地
本庁のうち、所在地が右欄のもの	鳥取市東町一丁目220

6 役員の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当		備考
理事長 (常勤)	287,200円	6月期	1.42月分	期末手当に役職加算を付与 役職加算額（報酬月額×加算率） （加算率）理事長 15% 専務理事 10%
専務理事 (常勤)	267,400円	12月期	1.42月分	
理事 (非常勤)	なし	なし	なし	理事会出席等 1回につき10,200円
監事 (非常勤)	なし	なし	なし	理事会出席等 1回につき10,200円

[令和5年度実績]

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
8,342,885円	2人	347,620円

①非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
294,600円	12人	2,046円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区分	変更内容	変更理由	
給料表（給料月額）	県の改正後の給料表に改正	県の制度に準じた改正	
区分	変更後	変更前	変更理由
初任給月額	大学卒 191,800円 高校卒 164,400円	大学卒 180,300円 高校卒 152,400円	給料表の改正に伴う変更
期末手当 勤勉手当	6月 期末 1.225月分 勤勉 0.875月分 12月 期末 1.225月分 勤勉 0.875月分	6月 期末 1.200月分 勤勉 0.850月分 12月 期末 1.250月分 勤勉 0.900月分	県の制度に準じた改正
役員報酬	理事長 287,200円 専務理事 267,400円	理事長 315,100円 専務理事 274,600円	役職に応じた給与体系とするため、県再任用職員の給料月額に準ずるよう報酬月額の見直しを行った
期末手当 (役員)	6月 1.42月分 12月 1.42月分 ※別途役職加算を付与	6月 0.93月分 12月 1.12月分	役職に応じた給与体系とするため、支給率を勤勉手当が支給されない県特別職の期末手当支給月数に準ずるとともに、県の一般職の基準に準じて役職加算を付与するように見直しを行った

(2) 適用日

令和5年4月1日（給料表、初任給月額）

令和6年4月1日（期末・勤勉手当、役員報酬、期末手当（役員））